

選定基準（審査表）：審査対象施設【「堺市金岡公園体育館等」】

条例に定める指定の要件	審査項目	主な審査対象	審査の視点	配点	小計
(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (公園条例第 27 条第 3 項第 1 号)	① 管理の基本方針	指定管理者事業計画書（様式 4-1）	① 管理の基本方針が当該施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識したうえで具体的に示されているか。	10点	10点
	② 平等利用・安全の確保	指定管理者事業計画書（様式 4-2）	② 市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象（リスク）を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。		
(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他経営に関する能力を有すること。 (公園条例第 27 条第 3 項第 2 号)	① 安定的な経営資源	団体概要及び役員名簿（様式 1）	① 当該管理業務を行っていくために必要な経営資源（人員、物資、金銭、資格、ノウハウ等）を具体的に認識しており、かつ、指定期間中を通じて、それらを確保する方策を講じているか。	10点	10点
	② 財務規模、組織状況	指定管理者事業計画書（様式 4-3）	② 事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また経営状況に問題はないか。		
	③ 事業実績	指定管理者事業計画書（様式 4-4）	③ 類似事業の実績はあるか。また、成果を挙げているか。		
(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (公園条例第 27 条第 3 項第 3 号)	① 利用者・利用者ニーズの把握	指定管理者事業計画書（様式 4-5）	① 当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に理解しているか。	10点	10点
	② 個人情報の保護、情報公開の考え方	指定管理者事業計画書（様式 4-6）	② 個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。		
	③ 人権尊重の考え方	指定管理者事業計画書（様式 4-7）	③ 人権尊重の考え方が適切か。		
	④ 障害者等への考え方	指定管理者事業計画書（様式 4-8）	④ 障害者や高齢者、子どもなどの利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。		
	⑤ 広報・モニタリング計画	指定管理者事業計画書（様式 4-9）	⑤ 利用者への情報提供、広報宣伝に関しての考え方が適切か。利用者の意見聴取と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもっているか。		
(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (公園条例第 27 条第 3 項第 4 号)	① 休館（場）日、開館（場）時間の考え方	指定管理者事業計画書（様式 4-10）	① 休館（場）日、開館（場）時間が市民サービスの向上につながっているか。また、実現可能か。	20点	20点
	② 利用料金の考え方	指定管理者事業計画書（様式 4-11）	② 適切な料金になっているか。利用料金の還付、減免に対する考え方は適切か。		
	③ 人員配置、人材育成の考え方、研修計画	指定管理者事業計画書（様式 4-12）	③ 適切な人員配置（障害者、高齢者等を含む）がなされているか。人材育成、研修計画が適切か。		
	④ 苦情対応の考え方	指定管理者事業計画書（様式 4-13）	④ 利用者からの苦情、要望への対応の考え方、方策が適切か。		
	⑤ 危機管理及び非常時対策	指定管理者事業計画書（様式 4-14）	⑤ 自然災害・事故事件等に対応できる組織体制が組まれているか。また、業務継続に対する具体的な方策を講じているか。		
	⑥ 施設設備・器具備品等の維持管理及び第三者への業務委託に関する考え方	指定管理者事業計画書（様式 4-15）	⑥ 施設等の維持管理の提案について、具体性、実現性があり、第三者への業務委託の方法、考え方が適切か。		
	⑦ トレーニング機器等の調達・設置提案	指定管理者事業計画書（様式 4-16）	⑦ トレーニング室の機器・器具の配置提案が利用者サービスの向上につながっているか。		
(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (公園条例第 27 条第 3 項第 5 号)	① 目標設定の考え方、目標達成の方策	指定管理者事業計画書（様式 4-17～20）	① 当該施設の設置目的を的確に理解し、目標設定の考え方が適切かつ具体的に示されているか。また、目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。	23点	23点
	② 自主事業①(スポーツ用品等販売事業、飲料自動販売機設置事業、広告掲載事業及びその他の自主事業)	自主事業①計画書（様式 6-1）	② 事業実施及び収支計画に具体性、実現性、独創性があるか。指定管理業務の確実な実行や市民サービス向上に還元することを踏まえた上での計画となっているか。		
	③ 自主事業①（収益還元提案）	自主事業①収支計画書（様式 6-2）	③ 自主事業②のうち、特に以下の事業の取組みが具体的に示されているか。 ・ライフステージに応じたスポーツ機会創出事業		
	④ 自主事業②（スポーツ教室等事業の提案）	自主事業②収支計画書（様式 7-1）	・金岡公園全体の魅力創出事業		
(6) 管理経費の縮減が図られること。 (公園条例第 27 条第 3 項第 6 号)	① 経費削減の考え方と方法 ② 収支計画 ③ 指定管理料の削減	指定管理者事業計画書（様式 4-21） 指定管理者事業計画書（様式 4-22）	① 経費縮減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。 ② 積算根拠が明確で実現可能性が高い収支計画であるか。 ③ 支出計画に無駄はないか。 ④ 利用料金の収入見込みが適切か。	10点	14点
			市の指定管理料の積算額（修繕費を除く）と指定期間における指定管理料の提案額（修繕費を除く平均額・小数第 1 位四捨五入）を比較し、削減率（小数第 2 位四捨五入）に応じて付与（削減率 2％以上 4％未満：1 点 4％以上 6％未満：2 点 6％以上 8％未満：3 点 8％以上：4 点）	4点	
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)	① 障害者等就職困難者の雇用	指定管理者事業計画書（様式 4-23）	障害者、高齢者、若者、就職氷河期世代等の就職困難者の雇用及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	10点	10点
	② 市内経済の活性化	指定管理者事業計画書（様式 4-24）	市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。		
	③ 地域振興、地域コミュニティの醸成	指定管理者事業計画書（様式 4-25）	地域団体、地域住民、NPO との協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方など具体的な方策をもっているか。		
	④ 環境問題への取組	指定管理者事業計画書（様式 4-26）	省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。		
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (公園条例第 27 条第 3 項第 7 号)	⑤市の施策に整合する取組実績等（障害者雇用、子育て支援、女性の活躍促進、若者雇用、高齢者雇用、本社・本店、環境マネジメント）		応募書類の提出日において、応募団体が次の項目に該当する場合は、配点を上限として項目ごとに 1 点ずつ付与（グループ応募の場合は、4 及び 6 の項目を除き、すべての者が満たしていること。） 1 障害者の雇用状況報告義務があり令和 8 年の報告時に法定雇用率達成に必要な雇用障害者数以上の障害者を雇用している場合、障害者の雇用状況報告義務はないが障害者（＊）を 1 人以上雇用している場合又は堺市障害者雇用貢献企業である場合のいずれかに該当する場合 2 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 13 条に基づく認定を受けている場合 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 9 条に基づく認定を受けている場合 4 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条に基づく認定を受けている場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。） 5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項に規定する高年齢者雇用確保措置のうち、65 歳以上への定年の引上げ（同項第 1 号）又は定年の定め廃止（同項第 3 号）を行っている場合（同項第 2 号の継続雇用制度は対象外） 6 市内に本社・本店を有している場合（グループ応募の場合は、1 者以上が満たしていること。） 7 ISO14001 の認証、エコアクション 21 の認証・登録、KES（ステップ 2 以上）の登録又はエコステージ（ステージ 2 以上）の認証のいずれかを受けている場合 （＊） 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 2 条に掲げる障害者のうち、1 年以上雇用され（又は見込み）、週 20 時間以上勤務している者	各 1 点	3 点
	⑥ 施設の適正な管理運営実績		当該施設の現指定管理者（共同企業体にあては、各構成団体。以下同じ。）から応募（グループ応募を含む。）があった場合は、配点を上限として現指定期間の開始日から応募書類の提出日までの間の管理業務で発生した現指定管理者による不祥事案（＊）1 件につき 3 点を減点 （＊）当該施設の管理業務で発生した市民等の信頼を損なう事案、利用者の生命、身体及び財産に被害を及ぼす事案等のうち、現指定管理者による信用失墜行為を受けて団体内で減給（報酬減額を含む。）以上の処分が行われたもの（令和 4 年 9 月 1 日以降に発生したものに限る。）	－	(-3) 点
合 計				100点	

(※) (7) ⑤の選定基準に定める審査は 3 点を上限に、審査項目ごとに 1 点ずつ付与する。